

令和
7 年度

岐阜市地球温暖化対策推進支援事業

(B)岐阜市家庭用蓄電池 普及促進補助金制度のご案内

申請の手引き

蓄電池

太陽光発電による電気を貯蔵し、雨の日や夜間もCO₂フリーの環境にやさしい電気を使用できます。

岐阜市では、家庭部門からの温室効果ガス排出削減を図るため、市内の住宅への再生可能エネルギーを活用する設備の導入に対し、費用の一部を補助しています。

岐阜市 環境部 ゼロカーボンシティ推進課

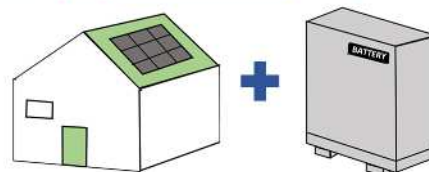


持続可能な脱炭素社会を
岐阜市民のみなさまとともに

令和7年度 岐阜市地球温暖化対策推進支援事業の補助金制度について

令和7年度の補助金制度は、**(A)太陽光発電設備等補助**と**(B)蓄電池補助**の2種類の制度があり、それぞれに要綱や手引き等があります。

次の表を参考に該当する補助金制度をご確認ください。



			本手引きは、 (B)補助の手引きです
補助制度	(A)太陽光発電設備等補助		(B)蓄電池補助
補助対象設備	太陽光発電設備	太陽光発電設備 +蓄電池	蓄電池
補助金額 (上限)	最大35万円	最大60.8万円	最大5万円
FIT認定	不可		可
太陽光発電システムの設置	新設		新設・既設問わず
予定金額	57,249,000円		1,250,000円（25件）
申請書類の提出方法	窓口または郵送		窓口、郵送またはオンライン
参考手引き	手引きA		手引きB

1. おねがい

この冊子は、令和 7 年度 **(B) 岐阜市家庭用蓄電池普及促進補助金**の申請に関する手引書です。申請にあたっては、補助金交付要綱を必ずご確認ください。

また、各種手続について、窓口へ書類持参のほか、郵送、オンライン申請も可能です。ご活用ください。

▶ 要綱、申請書等掲載ページ

<https://www.city.gifu.lg.jp/zero-carbon/support/1024914/1025364/1025361/1025441.html>

(右の読み取りコードから「岐阜市家庭用蓄電池普及促進補助金」ページへお進み頂けます。オンライン申請フォームへもお進みいただけます。)

▶ 岐阜市役所ホームページのトップページにてページ番号検索もできます。

ページ番号「1025441」



補助金の申請をされる方は、以下の注意事項を十分にご確認された上で、申請を行ってください。

【主な注意事項】

- 令和 7 年度の補助事業について、申請受付開始日は令和 7 年 6 月 2 日（月曜日）となります。
- 市の**交付決定日以後に事業に着手**（事業着手＝契約）し、事業完了が同一年度内である事業について補助対象となります。
- 補助対象設備について、**国や公共団体からの別の補助金、交付金等を受ける方は補助対象となりません。**
- 補助金の受付は予算の範囲内での受付になります。補助金が予算額に達した時点で補助金は終了となります。
- 申請書類は返却しません。提出する書類は、必ず写しを取り、控えとして保管をお願いします。
- 補助金を交付することができる回数は、住宅 1 戸につき 1 回が限度となります。
- 申請書類を記入するときは、鉛筆や文字を消すことができるペン（フリクションペンなど）は使用しないでください。

3 ページに続く⇒

【主な注意事項】の続き

- 以下の場合、補助金の交付決定を取り消したり、補助金の返還を求める場合があります。
 - ①書類に虚偽があった場合
 - ②不正な手段による申請があった場合
 - ③補助金等交付規則及び補助金交付要綱に違反した場合

2. 補助金制度の概要

(1) 補助対象設備・補助額・予定件数

補助対象設備	補助額(※1)	予定金額
蓄電池 (太陽光発電設備と直接連系していること)	補助対象経費(※2)の3分の1以内かつ上限5万円	1,250,000円(25件)

※1 千円未満は切り捨てとなります。

※2 補助対象設備の購入費及び設置に係る工事費(配電工事その他の設備工事と一体不可分の工事に限る)

(2) 補助対象者

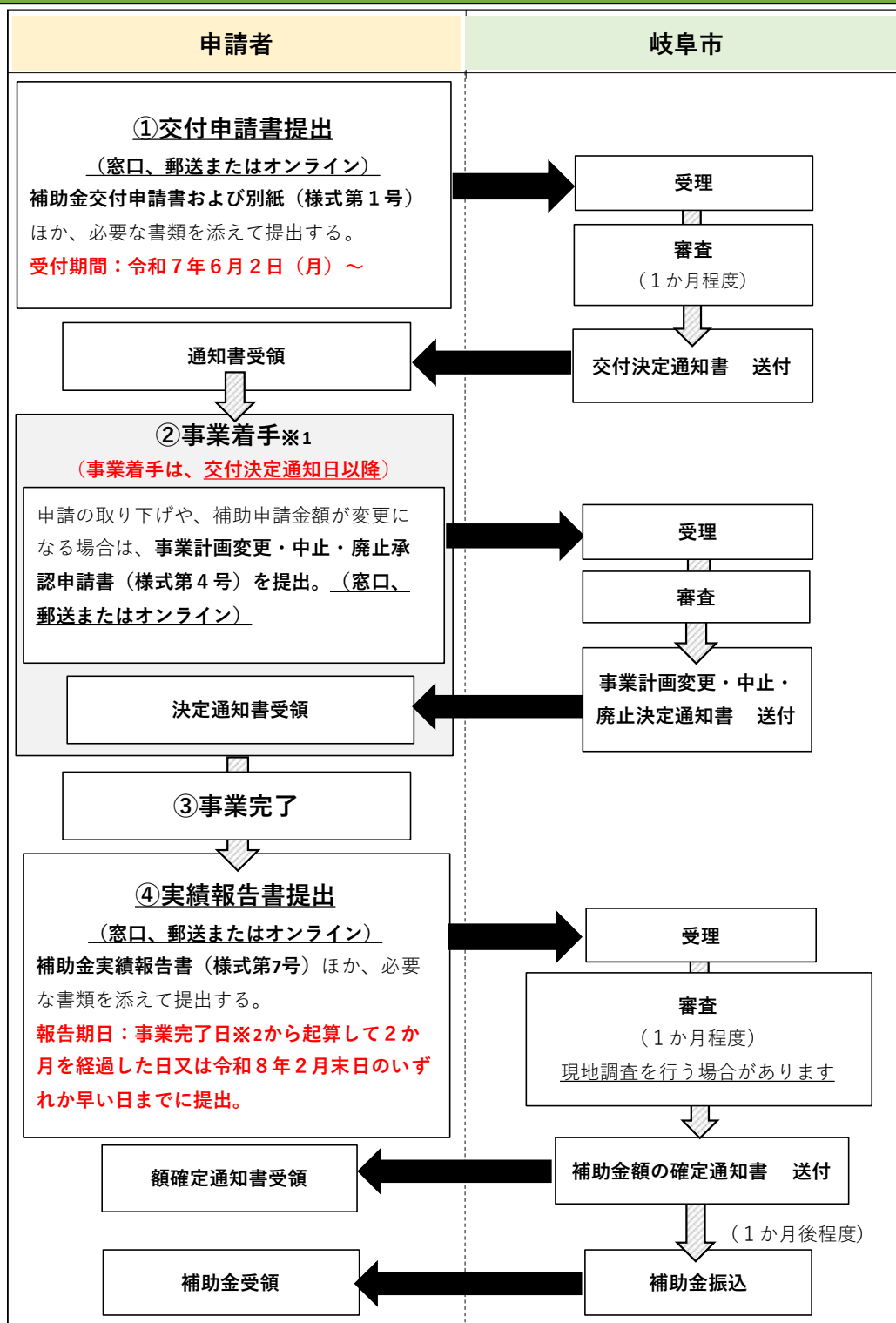
自ら居住する目的で、補助対象設備が付属した市内の住宅を新築もしくは購入する者または自ら居住する市内の住宅において補助対象設備を設置する者で、以下のいずれにも該当する者。

- 実績報告時に、補助対象事業に係る住宅の場所に住所を有し、市の住民基本台帳法により記録されていること。
- 市税その他本市に対する諸納付金等を滞納していないこと。
- 補助対象設備について、国や公共団体からの別の補助金、交付金等を受けていないこと。
- 「岐阜市暴力団排除条例」に規定する暴力団または暴力団員でないこと。

(3) 補助対象設備の主な要件

- 商用化され導入実績があるものであること。
- 太陽光発電設備の附帯設備であること。
- 中古設備ではないこと。
- リース設備ではないこと。
- 平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
- 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- 初期実効容量が1kWh以上であること。
- 定置型であること。

3. 補助金申請から交付までの流れ



注意事項

※1 事業着手とは、補助対象設備に係る工事請負契約や補助対象設備が設置された住宅の購入契約等を締結するもの。

※2 事業完了日とは、補助対象設備の支払完了日、保証が開始された日のいずれか遅い日。

4. 申請方法

(1) 交付申請（申請者）

交付申請の受付開始日

令和7年6月2日（月曜日）～

- 実績報告の期日（令和8年2月27日（金曜日））までに、各種手続きおよび工事を終え、報告書類がすべて提出できるように余裕をもって申請してください。
- 先着で受付します。
- 予算の上限に達した場合は、交付申請の受付を終了します。
予算の上限に達した場合は、予算の上限に達した日（前開庁日の午後5時30分から、当該開庁日の午後5時30分まで）に提出された交付申請書から抽選で受付します。

申請時に提出する書類 ※11ページのチェックリストを併せてご確認ください。

⇒様式・記載例をホームページに掲載していますので、ご参照ください。

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・設備設置概要書（様式第1号別紙）
- ・補助対象設備の設置に係る見積書の写し
- ・補助対象設備の設置場所及び付近の見取図
- ・補助対象設備のカタログ又はパンフレット等の写し
- ・委任状（事務等代行者へ委任する場合に限る。）
- ・申請者本人であることが確認できる書類の写し（運転免許証、マイナンバーカードその他の官公署が発行したものに限る。13ページを参照ください。）
- ・相手方登録申請書（補助金の支払先口座をご記入いただくものです。）
- ・振込先口座の通帳の写し（金融機関名、店名、預金種別、口座番号、口座名義人等）が確認できる通帳の該当ページの写しを添付してください。通帳がないネット専業銀行などは、必要な情報を確認できるスクリーンショットや情報照会画面の写し等を添付してください。
- ・その他市長が必要と認める書類

要綱、申請書等は、岐阜市役所ホームページからダウンロード、または、ゼロカーボンシティ推進課の窓口までお問い合わせください。

<要綱、申請書等掲載ページURL>

<https://www.city.gifu.lg.jp/zero-carbon/support/1024914/1025364/1025361/1025441.html>



（右上の読み取りコードから「岐阜市家庭用蓄電池普及促進補助金」ページへお進み頂けます。）

申請方法

申請方法は、窓口へ持参・郵送・オンライン申請の3通りあります。

(1) - 1. 窓口

受付開始日以降に補助金交付申請書(様式第1号)に、岐阜市家庭用蓄電池普及促進補助金交付要綱の第8条に掲げる書類を添付して、岐阜市ゼロカーボンシティ推進課(市役所14階)の窓口へ持参してください。

(1) - 2 ・ 郵送

受付開始日以降に補助金交付申請書(様式第1号)に、岐阜市家庭用蓄電池普及促進補助金交付要綱の第8条に掲げる書類を添付して、下記の宛先まで郵送してください。

郵送による提出書類の宛先

〒500-8701 岐阜市司町40-1

岐阜市 環境部 ゼロカーボンシティ推進課

「補助金申請」担当 宛

郵送における注意事項

- 申請書類が到着後にすべての書類が不備なく揃っていることを確認できた日が受理日となります。また、令和7年6月1日以前に到着したものは受付及び返却は致しません。
- 一つの封筒で複数名を郵送にて提出する場合は、書類が申請者単位で明確に分かるように送付してください。

(1) - 3. オンライン申請

パソコンまたはスマートフォン等インターネット接続機器により、以下URLまたは読み取りコードを読み取り、申請フォーム(Logoフォーム)からオンライン申請を行ってください。

<申請フォームURL>

<https://logoform.jp/form/BcLm/950655>

<申請フォーム読み取りコード>

オンライン申請フォームでは、交付申請・事業計画変更・実績報告などの手続きができます。



オンライン申請の受付期間

令和7年6月2日(月曜日)～

オンライン申請における注意事項

- 申請者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の入力が必要になります。
- 添付書類各種の画像データの添付が必要になります。11 ページのチェックリストを参考に事前にご準備ください。
- 申請フォームに内の入力必須項目に未入力があると送信できませんので、入力必須項目を入力済みか確認後に送信ボタンを押し、送信完了を確認してください。
- 送信が完了すると、自動受付メールが送られてきます。ドメイン設定(受信拒否設定)をされている場合は、ドメイン設定を解除するか、市の自動返信ドメイン『logoform.jp』及び市からの問い合わせドメイン『city.gifu.gifu.jp』を受信設定にしてください。メールが届かない場合は、ゼロカーボンシティ推進課までお問い合わせください。
- 自動受付メールは決定通知ではありません。
- 申請後から交付決定の間に、申請の取り消しまたは申請内容の変更がある場合はゼロカーボンシティ推進課までお問い合わせください。
- 申請フォームに接続できない場合は、ゼロカーボンシティ推進課までお問い合わせください。

申請全般についての注意事項

- 市からの交付決定を受けた後でなければ、補助事業に係る契約を締結してはいけません。
- 補助対象設備について、太陽光発電設備と直接連系していることが補助の要件となります。
- 提出された書類の内容により現地調査を行うことがありますのでご了承ください。
- 実績報告時には、施工前・施工中・施工後のカラー写真の添付が必要になりますので、特に、施工前写真の撮り忘れにご注意ください。

(2) 交付決定通知書の発送(岐阜市)

- 申請書類に不備等がないことを確認後、審査し、1カ月程度で「交付決定通知書」を申請者住所へ郵送またはメール送付希望者へはメールで送付します。なお、メール送付の場合は、紙面での送付は致しません。
- 交付決定日以後に、補助事業に係る契約を締結してください。
- 「交付決定通知書」の送付後に、補助の要件を満たさなくなった場合は、速やかに「事業計画(変更・中止・廃止)承認申請書」(様式第4号)を提出(窓口、郵送またはオンライン)してください。

(3) 申請内容の変更・中止・廃止をする場合(申請者)

申請が必要な場合

以下の場合、状況が分かり次第、速やかに、「事業計画(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第4号)」を窓口へ持参、郵送またはオンラインにて提出してください。補助申請額変更の場合は「事業計画(変更・中止・廃止)決定通知」を受けるまでは、工事を着手してはいけません。

(例1) 補助の要件を満たさなくなった場合。

(例2) 補助対象設備の工事が取りやめになった場合。

(例3) 補助申請額に変更がある場合。

届出が必要な場合

以下の場合、状況が分かり次第、速やかに、「事業計画変更届出書(様式第6号)」を窓口へ持参、郵送またはオンラインにて提出してください。

・補助申請額の変更以外の軽微な変更がある場合。

(例1) 補助申請額に変更はないが、補助対象経費が変更になる場合。

(例2) 補助申請額に変更はないが、補助対象設備メーカーが変更になる場合。

(例3) 申請時に提出した工事予定期間を変更する場合。

(例4) 申請時の住所から引っ越しして住所が変わった場合。

(4) 実績報告(申請者)

提出方法

補助金実績報告書(様式第7号)に、岐阜市家庭用蓄電池普及促進補助金交付要綱の第12条に掲げる書類を添付して、岐阜市ゼロカーボンシティ推進課(市役所14階)の窓口へ持参、郵送またはオンラインにて提出してください。

実績報告書の提出期限

事業完了日(※)から起算して2か月を経過した日(土日祝日の場合には、その前の開庁日)又は令和8年2月27日(金曜日)のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

※事業完了日とは、補助対象設備の支払完了日又は保証が開始された日のいずれか遅い日。

【報告期間が異なる場合がありますので、下記の例を参考にしてください】

事業完了日		提出期限
(例 1) 基本的なケース		
令和 7 年 7 月 2 5 日 (金)	⇒	令和 7 年 9 月 2 5 日 (木)
(事業完了日から 2 か月を経過した日まで)		
(例 2) 提出期日が土・日・祝日にあたる場合		
令和 7 年 8 月 4 日 (月)	⇒	令和 7 年 1 0 月 3 日 (金)
(1 0 月 4 日が土曜日のため、その前の開庁日まで)		
(例 3) 実績報告ができる期間が 2 か月未満の場合		
令和 8 年 1 月 1 5 日 (木)	⇒	令和 8 年 2 月 2 7 日 (金)
(補助事業が完了した年度の 2 月の末日まで)		

郵送の場合は、提出期限内にゼロカーボンシティ推進課へ到着するように発送してください。

実績報告時に提出する書類

※12ページのチェックリストを併せてご確認ください。

- ・補助金実績報告書（様式第 7 号）
- ・補助対象設備の設置に係る工事請負契約書等の写し
- ・補助対象設備の設置に係る領収書及び領収内訳書の写し
- ・補助対象設備の保証書の写し
- ・施工前・施工中・施工後のカラー写真（補助対象設備本体、補助対象設備に貼付された銘板及び補助対象設備を含む建物全体。建物全体写真は太陽光発電設備も確認できること。）
- ・太陽光発電設備と直接連系していることが確認できる書類（電気配線図など）
- ・その他市長が必要と認める書類

注意事項

- カラー写真は、施工前・施工中・施工後のものがが必要です。申請時に予定した設置場所から変更になる場合、変更後の設置場所における施工前の写真が必要になります。

(5) 交付額確定通知書の送付・補助金の支払い(岐阜市)

- 実績報告書類の審査を行い、補助条件を満たしていることを確認後、「交付額確定通知書」を申請者住所へ郵送またはメール送付希望者へはメールで送付します。なお、メール送付の場合は、紙面での送付は致しません。
- 「交付額確定通知書」の送付から1か月程度で、申請時に提出した「相手方登録申請書」(オンライン申請の場合は、申請フォームに入力)に記載の金融機関口座に補助金を振り込みます。
- 振り込みの通知等はしませんので、通帳でのご確認をお願いします。

5. 処分の制限について

この補助金の対象となった設備を、以下の期間に処分する場合は、事前に市の承認を受ける必要があります。

※「処分」とは、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸与、廃棄又は担保に供することを指します。

補助対象設備	耐用年数
蓄電池	6年

上記の期間中にやむを得ず処分する必要がある場合は、事前に相談の上、「財産処分等承認申請書(様式第9号)」を提出し、市長の承認を受けること。

6. チェックリスト・確認事項

(B) 交付申請時提出書類チェックリスト

項 目	チェック欄	チェック内容	
交付申請書 (様式第1号)	申請年月日	☐ 申請書の日付は、提出日または投函日が記入されている。	
	申請者	☐ 申請者氏名および住所は、本人確認書類（免許証等）に記載のものと一致している。	
	申請する補助事業	☐ 補助金交付申請額は、別紙に記載の補助金交付申請額と一致している。	
	補助事業に係る確認事項(裏面)	☐ 該当するものすべてにチェックしている。	
	※申請年月日、申請者氏名および交付申請金額の訂正は不可です。誤りがある場合は、書き直してください。		
設備設置概要書 (別紙)	別紙	☐ 型式は、蓄電池カタログに掲載のパッケージ型式である。	
		☐ 蓄電容量は、定格容量を記載している。	
		☐ 交付申請額について、補助対象経費の3分の1の額かつ上限5万円以内で記入している。	
		☐ 補助対象経費の金額は税抜きで記入している。	
	※申請書および別紙について、裏面も印刷して提出してください。		
補助対象設備の見積書（写し）	見積書	☐ 見積依頼者と申請者名が一致している。	
		☐ 工事先住所が申請書（様式第1号）に記載の設置予定住所と同じである。	
		☐ 合計金額（税抜、税込）、内訳（機器の価格、工事費等）が分かる。	
		☐ 見積日が明記されている。（申請時に見積有効期限内であること）	
		☐ 見積者の ☐ 住所 ☐ 法人名 ☐ 代表者名 ☐ 担当者名 ☐ 法人印 がある。	
	(見積内訳書) ※見積書で内訳が明確にわかる場合は不要	☐ 日付は見積書の日付と同じである。	
		☐ 内訳金額（税抜、税込）が分かり、合計金額は税込みで記載されている。	
		☐ 補助対象外経費については対象外とわかるように記載されている。	
		設置場所の図面および付近の見取図	☐ 設備の設置位置がわかる図面である。
			☐ 設備を設置する住宅の周辺も確認できる見取図である。
※図面について、建物の玄関位置、方角を記載すること。			
カタログ・パンフレット等（写し）	☐ メーカー名（法人格もわかること）		☐ 型式
	☐ 定格容量		☐ 外観
	※上記の内容が確認できるページのみ提出していただいても構いません。		
	※メーカー名は、正式名称がわかること。（例：株式会社〇〇産業）		
	※型式は、パッケージ型式およびユニット型式がわかること。		
相手方登録申請書	(窓口及び郵送申請の場合、提出が必要)	☐ 個人登録の欄に記入している。	☐ 申請者の氏名、生年月日、住所が一致している。
	☐ 口座名義人は申請者本人である。	☐ 口座情報が正確に記載されている。	
通帳等の写し	☐ 口座情報が明確に読み取れる。		
	☐ 口座名義人は申請者本人である。		
	※通帳がないネット専業銀行などは、必要な情報を確認できるスクリーンショットや情報照会画面の写し等を添付してください。		
本人確認書類（写し）	免許証など	☐ 免許証など期限のあるものは、申請日において期限が切れておらず、裏書きがある場合は、裏面もコピーしている。	
		☐ 記載されている住所が申請者住所と一致している。	
		※マイナンバーカードの写しを提出する場合は、顔写真のある表面の写しのみ提出してください。裏面のマイナンバー情報は不要です。	
		※顔写真付きのものは1点、顔写真がないものは2点必要です。	

その他、必要に応じて追加で書類をいただく場合があります。

(B) 実績報告時提出書類チェックリスト			
項 目		チェック欄	チェック内容
実績報告書 (様式第7号)	報告年月日	☐	報告書の日付は、提出日または投函日が記入されている。
	交付決定	☐	交付決定通知書に記載の指令年月日と指令番号が記入されている。
	交付決定金額	☐	補助金交付決定額は、交付決定通知書に記載の交付決定額と一致している。
	事業の完了日	☐	事業の完了日は、支払完了日または保証開始日のいずれか遅い方の日付である。 ※事業完了日が申請時の予定期間中でない場合は、変更届出の提出が必要。
	支払完了日	☐	支払完了日は、領収書に記載の日付と一致している。
	保証が開始された日	☐	各補助対象設備の保証が開始された日は、各保証書に記載の保証開始日と一致している。
	確定通知の送付方法	☐	実績報告書下部に記載の確定通知の送付方法について確認しているか。
	※報告書について、報告年月日、報告者氏名および交付決定金額の訂正は不可です。誤りがある場合は、書き直してください。		
	※裏面も印刷して提出してください。		
工事請負契約書 (写し)		☐	受注者（報告者）の氏名が確認できる。
		☐	契約日付は、交付決定日以降の日付である。
		☐	契約書作成者の氏名、法人印が確認できる。
		☐	補助対象設備の設置場所が記載されている。
		☐	補助対象経費の金額が記載されている。 ※契約書で確認できない場合は、契約内容での見積書もしくは契約明細を添付してください。
		☐	領収書の金額と一致している。
		☐	収入印紙貼り付け済みで、消印がある。
領収書および 領収内訳書（写し）	領収書	☐	領収金額が契約書の金額と一致している。
		☐	領収書の作成者、報告者が支払いしたことが確認できる。
		☐	収入印紙貼り付け済みで、消印がある。 ※ただし、電子発行された領収書への収入印紙の貼付はこの限りではありません。
	領収内訳書	☐	領収内訳書の作成者が記載され、法人印が押印されている。
		☐	補助対象経費の内訳が明記されている。
		☐	日付は領収書発行日以降の日付である。
保証書（写し）		☐	製造メーカー発行の保証書である。 ☐ 報告者の氏名、住所が記載されている。
		☐	保証開始日が確認できる。
		☐	申請時に設備設置概要書に記載したメーカー名および型式と一致する。
カラー写真	設備本体	☐	カタログに掲載の形状と同一である。
		☐	申請時の設置予定箇所に設置されている。
	設備本体に貼付されている銘板	☐	設備本体の型式、製造番号が確認できる。 ※蓄電池本体およびパワーコンディショナーの銘板の写真が必要です。
	住宅全体+太陽光発電設備	☐	住宅の正面（玄関位置）から撮影し、住宅全体がわかる。
		☐	住宅に太陽光発電設備（太陽電池モジュール+パワーコンディショナー）を設置していることがわかる。（撮影不可の場合、HEMSモニター画面などで太陽光発電設備が設置されていることがわかる写真が必要です。）
※施工前・施工中・施工後がわかる写真が必要です。			
太陽光発電設備と 直接連系している ことがわかる書類 (写し)	電気系統図など	☐	報告者の住宅の電気系統図であることがわかること。
		☐	書類の作成者がわかること。
		☐	太陽光発電設備と蓄電池が直接連系していることがわかること。
その他、必要に応じて追加で書類をいただく場合があります。			
変更届出書 (様式第6号)	引越し等で申請時と住所 が異なる場合のみ	☐	計画の内容の変更欄の「その他」の項目に前住所と現住所を記載している。
住民票（写し）のコピー		☐	申請者を含む世帯のものである。
		☐	実績報告書に記載の報告者住所と同じある。
変更届出書 (様式第6号)	事業完了日が申請時の予定期間中でない場合や設備の設置箇所が申請時予定場所と異なる場合		

申請者が本人であることが確認できる書類について

岐阜市では、本人になりすまして不正な目的で補助金の申請を行うことを防止するため、申請時の「本人確認」を実施しておりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

1 点で本人確認ができるもの（顔写真付き）

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、住基カード等

- ・マイナンバーカードについては表面のみ（裏面のマイナンバー情報は不要）
- ・運転免許証について、住所の異動履歴がある場合は表面と裏面

2 点以上で本人確認ができるもの

介護保険証、年金手帳、納税通知書等

窓口申請する皆様へのお願い

交付申請書類および実績報告書類の受付について、窓口へ持参する場合は、窓口が込み合うことがあるため、時間にゆとりを持ってお越しいただきますようご協力をお願いいたします。

岐阜市役所 14 階 環境部 ゼロカーボンシティ推進課

TEL 058-214-2149

メール zero-carbon@city.gifu.gifu.jp

※ 申請受付窓口は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで